

役員と理事者

監事 江坂 春彦 (46期)



会長、副会長及び監事は会則上役員ですが、職務内容はかなり異なります。会社でいうと会長、副会長は常勤の執行役員で、監事は社外監査役のような立場でしょう。会長、副会長は日常的に意見交換、業務執行をしていますが、監事は会長、副会長、事務局が出席する理事者会に出席し、意見を求められたときは発言するという立場です。

監事に就任したときは年度末の会計監査報告書及び監事意見書の作成が仕事と考えていました。もちろん定期総会に監事意見書を提出することは監事の仕事としてメインですが、当会の活動全般について分析し、意見を述べることは容易なことではありません。そこで理事者会に毎回出席し、どのような議題があって、どのように処理されているのかを知ることがとても重要になります。

4月から始まってすでに50回以上行われている理事者会の議論は当会の課題の縮図であり、会員のためにそれらを処理していく会長、副会長の職務は大変だなと感じています。その議論の中で会計処理や規定上の問題について監事意見を求められることもあり、自分の回答が多少なりとも理事者の判断の参考になったときは監事になった意味があるかなと思います。以前は会計書類に監事が押印していたようで、段ボール一箱分の書類を処理するのが大変だったという話を聞きますが、今は税理士が毎月監査していますので、それはなくなりました。

また数合わせと言ってはなんですが、運動会の競技に理事者チームとして出場するなど監事もそれなりに役立っていると思います。

わかりやすい監事意見書を

監事 石井 麦生 (47期)



早や9か月が経ち、任期も残すところ3か月となりました。とはいうものの、監事の最大の仕事は、定期総会に向けた監事意見書の作成ですので、山場は「これから」といってよいでしょう。

監事は、監査の報告に伴い、「業務の改善又は是正措置が必要であると認めたときは、その意見を付することができる」ことになっています（監査基準規則第6条第3項）。その中でも、定期総会で示される監事意見書は監事の考え方の集大成ともいえるものです。

ところで、「会財政が逼迫しているのか」、「会財政は健全なのか」、ご存知のとおり、いろいろ議論のあるところですが。客観的な事実と同じはずなのに、評価が大きく異なっているかのようです。

しかし、事実認識が一致していれば、評価の幅もおのずから狭くなるはずですが。しばしば「わかりにくい」といわれる会財政ですが、会財政の議論にあたっては、まず共通の事実認識を持つことが重要でしょう。

監事に就任して、過去の監事意見書を再読してみました。こんな言い方を許していただければ、まさに「力作」揃い。もっと早くしっかり読んでおけばよかったと反省させられました。それぞれの監事意見書において、先輩監事の方々が「会財政の現状をいかにわかりやすく説明するか」に腐心されている様子をうかがうことができます。

今年度の監事意見書の作成にあたっては、更なる工夫をこらし、「わかりやすさ」を追求し、会員の皆様の活発な議論の題材を提供できれば、と思っています。